

< 業務戦略上の課題 >

- 課題5 - 1 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援
- 課題5 - 2 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援
- 課題5 - 3 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

1. 基本認識

上記課題設定の前提となる、業務戦略策定時(2005年3月)の本事業分野に関する基本認識は以下のとおりです。

(1) 先進国に比して低い対外直接投資

グローバル化が進展し国際競争が熾烈化する環境下、我が国企業(製造業)の海外生産比率は、1990年の14.1%から2003年には26.1%に増加したものの、対外直接投資残高の対GDP比は、英、独、米がそれぞれ62.7%、25.8%、18.8%と高水準であるのに比べ、我が国は依然7.8%と低い水準に留まっており、また、収益性も未だ不十分なレベルに留まっていると言えます。

(2) 我が国企業のグローバルな事業展開

我が国企業は、近年のFTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)の動向等も踏まえ、国内での高付加価値生産を図りつつ、海外生産の強化・拡大、及び海外販売拠点の拡充を含む販売機能の強化を進めており、グローバルな最適生産・分業体制の構築に取り組むと共に成長市場でのマーケット拡充への取り組みを強化し始めております。

また、日本企業が海外で円滑に事業展開を行っていく上では、外貨節約・獲得効果及び技術・経営ノウハウ移転効果等の開発途上国経済への貢献、並びに環境改善効果も企図した国際社会との調和ある海外事業展開が求められており、我が国企業にとっても必須の課題となっています。

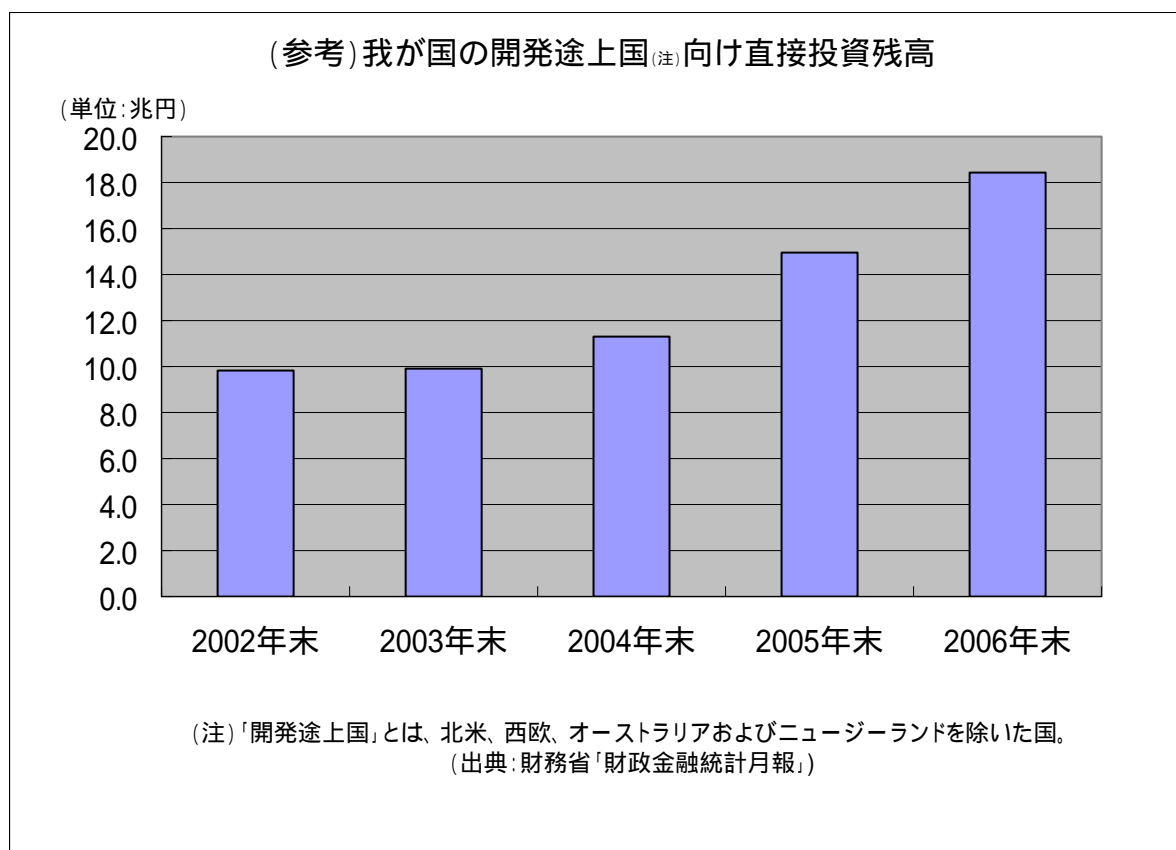
(3) 海外投資事業特有のリスクへの対応

昨今のエネルギー・原材料の需給逼迫・価格高騰、及び開発途上国における経済・社会インフラ整備不足の顕在化は、改めて海外投資事業リスクの高さを露呈し、また、未発達な現地裾野産業・金融資本市場、外国投資に関する法制未整備・政策変更等のポリティカルリスクは、引き続き日本企業の国際事業展開における大きな懸念材料となっています。

2. 業務戦略実施期間中の事業環境 (2005～2007 年度)

(1) 我が国企業によるグローバルな事業展開の拡大

我が国政府はタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、メキシコ、チリと経済連携協定に署名したほか、ベトナム、インド等とも協定締結に向けた交渉を行っており、我が国企業のより円滑な国際事業展開の環境整備に努めています。一方、我が国経済は長期にわたる停滞を脱し、海外では成長著しい新興国を中心に我が国からの投資、貿易に対するニーズが高まり、我が国企業は最適な分業体制の構築や成長市場の獲得等を目指し、海外での事業展開拡大を図りました(参考)。投資先としては依然としてアジア地域が多くの比率を占めていますが、国別に動向を見ると、中国向けの投資熱が落ち着きつつある一方、ベトナム、インド等新興国へのシフトが見られます。アジア以外にもロシア、ブラジル、中東欧諸国等が新たな事業展開先として注目を集めました。また、中東諸国は豊富なオイルマネーを資金源にインフラ整備やプラント増強を進めましたが、こうした事業への我が国企業の参画も目立ちました。



(2) 民間金融機関による海外業務の活発化

我が国民間金融機関は、日本企業の海外進出加速と不良債権処理一巡による財務健全化等から、海外における現地日系企業向け融資拡大やプロジェクトファイナンスへの取り組み強化を図るなど、海外業務展開を活発化しつつあります。こうした動きを反映して本行との協調融資のみならず、本行に対する保証業務のニーズも高まり、2006年度の保証承諾実績は6,038億円(43件)であり、2005年度の実績(2,736億円(38件))に比して大きく増加しました。2007年度についても、保証承諾実績は5,343億円(30件)と高水準を維持しています。

(3) 環境ビジネスへの関心の高まり

京都メカニズムの第1約束期間の開始(2008年)に伴い、欧州を中心として排出権取引の枠組み整備の動きが加速し、我が国企業も開発途上国における CDM 事業を通じた排出権獲得に向けた取り組みを強化しつつあります。また排出権取引以外の分野においても、環境問題への対応が世界的な課題として取り上げられる中、我が国産業の優れた技術を開発途上国における環境改善事業等に活用する動きが活発化しています。

3. 業務戦略への取り組み状況等に関する評価

取り組み状況、達成状況

(1) 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援(課題 5-1)

取り組み例	指標	2005 (17年度)		2006 (18年度)		2007 (19年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
多様なリスク対応策による円滑なファイナンス組成の推進	(指標1) 海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数	72	59	88	48	69	37
日本企業の国際市場拡大への取り組み支援	(指標2) <small>モニタリング指標</small> アジアの新興国及びアジア地域以外の国における日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件数		17		14		6
開発途上国における日本企業の調和的な事業展開支援	(指標3) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾プロジェクトのうち、経済協力的意義の高い案件の割合	95%	99%	95%	97%	95%	100%
開発途上国において事業を行う日本企業による環境配慮・改善に対する支援強化	(指標4) 日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾案件のうち、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った企業数	8	5	8	2	5	1
評価結果							

海外リスクをとって与信を実現した日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾件数(指標1)は、融資交渉の長期化や相手国・事業実施者の計画検討の遅れ等が要因となって実績値は計画を下回りましたが、サウジアラビアにおける石油精製・石油化学事業やタンザニアにおけるマラリア防疫用蚊帳の製造・販売事業、ウガンダにおける綿製品製造販売事業、我が国企業の多様な海外事業展開に資するのみならず、相手国にとっても意義の高い案件に対する支援を積極的に行いました。また、プロジェクトファイナンスによってヨルダンのガス焚き発電事業やブラジルの FPSO 事業を支援したほか、インドネシアやフィリピンにおける我が国企業の IPP 権益取得事業にメザニンファイナンスを供与する等、多様なリスク対応能力を活かした融資にも取り組み、協調融資先である我が国民間金融機関の海外業務展開も間接的に支援しました。

また指標には該当しませんが、タイにおいて邦銀現地支店を通じてパーツ建てローンを日系企業に供与したほか、インドネシア、マレーシアの日系企業が発行する現地通貨建て社債に保証を供与する等、為替リスクを回避しつつ資金調達を行う日系企業のニーズに即した対応を行いました。

本行出融資保証承諾案件のうち、環境配慮・改善に特に先進的な取り組みを行った我が国企業の数(指標4)は事業計画の検討長期化や案件具体化の遅延等により計画を下回りましたが、ブルガリアの風力発電事業やインドの地場商業銀行を通じた CDM プロジェクト向けツーステップ・ローン等、徐々に具体的な案件が実現しつつあります。また、我が国企業が CDM 関連ビジネスの展開を強化しつつある中、インドネシア、フィリピン、スリランカ政府、中国の省エネルギーサービス業界団体、タイの商業銀行との間で、情報共有や CDM 候補プロジェクトの組成に向けた協定・覚書を締結し、我が国企業のビジネス展開を支援する体制を強化しました。

(2) 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援(課題 5-2)

取り組み例	指標	2005 (17年度)		2006 (18年度)		2007 (19年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
開発途上国の経済・社会インフラ整備の推進	(指標1) 開発途上国の経済・社会インフラ整備案件向け出融資保証承諾プロジェクト数	13	14	24	19	18	12
開発途上国の裾野産業育成・日本企業の地場取引安定化に対する支援	(指標2) 開発途上国の裾野産業育成支援案件・日本企業の地場取引安定化支援案件向け出融資保証承諾プロジェクト数	53	65	56	44	49	36
評価結果							

我が国企業の海外事業展開のニーズに呼応した開発途上国の経済・社会インフラ整備案件の支援(指標1)や裾野産業育成、地場取引安定化支援(指標2)の取り組みは、2006～2007年度は相手国側の検討留保・長期化等により計画値をやや下回りました。

我が国企業のグローバルな事業展開の拡大を受け、新興諸国における案件も目立ちました。具体的には、ベトナムにおける投資環境改善事業、インドの地場銀行を経由した現地裾野産業向けツーステップ・ローン等が挙げられます。

また、我が国企業の主要な投資先であるタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン等においても、現地日系企業の原材料・部品の供給元である地場産業の育成を目的としたツーステップ・ローンや個別融資を供与しました。

(3) 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援(課題5-3)

取り組み例	指標	2005 (17年度)		2006 (18年度)		2007 (19年度)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
開発途上国における投資・事業環境整備に向けた制度面の改善推進							
開発途上国における事業環境変化への機動的対応・業況把握の拡充							
評価結果							

本行は1989年より、我が国製造業企業を対象に「海外直接投資アンケート調査」を毎年実施していますが、対象企業より寄せられた各国投資環境の課題(インフラの未整備や法制の不透明な運用等)や今後の海外事業展開の展望等を、アジアをはじめ多数の開発途上国の政府関係者に説明し、今後の投資環境改善に向けた参考情報としての活用を図っています。

個々の開発途上国においては、ベトナムの「日越共同イニシアティブ」、フィリピンの「投資環境セミナー」等を通じて、投資環境に関する現地日系企業の要望を相手国政府関係者に紹介するとともに、共通認識の醸成や投資環境改善に向けた具体的な取り組みに着手しました。

本行は2004年度に国連貿易開発会議(UNCTAD)と共同で、カンボジア、ラオス両国政府に投資環境整備に関する政策提言を行い、その後も2005~2006年度においてアフリカ諸国(ケニア、ウガンダ、タンザニア、ガーナ、ザンビア)向けに同様の政策提言を行いました。提言書(Blue Book)においては各国政府が短期間(1年以内を目処)で実施可能な効果的かつ現実的な行動計画を提示しており、投資環境の整備と我が国企業による直接投資促進が期待されています。

また、本行のネットワークや情報力を活用して、開発途上国で事業を展開する我が国企業が必要とする情報の提供や、個別案件を円滑に進めるべく相手国政府当局への説明を行う等の取り組みを行いました。

4. 業務戦略の妥当性と今後の方向性

(1) 業務戦略の妥当性

【業務戦略の妥当性】

現行業務戦略は妥当でした。

【設定課題・指標の妥当性】

期間中の環境変化等を踏まえ、以下の課題・指標については今後留意を要します。

課題5 - 1 指標3(日本企業の行う事業に対する出融資保証承諾プロジェクトのうち、経済協力的意義の高い案件の割合)は、ほぼ100%近い水準を維持しており、本行が支援する我が国企業の海外事業展開が、外貨節約・獲得効果や技術・経営ノウハウ移転効果等の経済協力的意義を有し、開発途上国経済に貢献していることが明確に認められることから、今後は本指標は設定せずに特筆すべき取り組みがあった場合には個別に定性評価を行うことが妥当と考えられます。

課題5 - 3は、指標を設定せず定性評価のみを行っていますが、Blue Bookをはじめとして個別に評価可能な取り組みも増えつつあるところ、モニタリング指標にて定量評価を行うことも検討可能と考えられます。

なお、課題5 - 2と5 - 3については、共に我が国企業の国際的事業展開のための環境整備という観点から一つの課題に集約化することも考えられます。

(2) 今後の方向性

我が国企業の多様化する事業戦略に沿った海外事業展開支援

我が国企業が海外事業展開を積極化するのに伴い、投資先となる国、分野も多様化し、本行に対するニーズも多岐に亘りつつあります。事業主体である我が国企業や資金を提供する民間金融機関のニーズを適時・的確に把握し、本行のノウハウやリスク対応能力を活かしつつ迅速に支援を行うことが求められています。また、本行の有する幅広いネットワークや情報力を活用して、我が国企業の事業展開をより円滑とする努力も重要です。

我が国企業の国際的事業展開のための環境整備

開発途上国における我が国事業の円滑な事業展開を側面から支援すべく、インフラ整備や裾野産業の育成等を通じた事業環境整備に引続き取り組んでいくことが必要です。その際、我が国政府による経済連携協定や自由貿易協定締結の動きも踏まえつつ、政府の政策や我が国企業の動向に対応した効果的な取り組みとなるよう留意する必要があります。また、法制度の整備や運用面の改善といったソフト面での事業環境整備も、公的機関として開発途上国政府とのネットワーク・交渉力を有する本行の貢献が期待される分野です。